

最高裁平成九（行ツ）第六五号、九・九・一八判決
判 決

上告人 岩井金属工業株式会社

被上告人 中央労働委員会

右補助参加人 岩井金属労働組合

右当事者間の東京高等裁判所平成八年（行コ）第四五号不当労働行為救済命令再審査申立棄却命令取消請求事件について、同裁判所が平成八年一二月一〇日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人 Y1、同 Y2、同 Y3 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができる。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷